

令和5年度 第1回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

1 開催日時

令和5年6月6日（火） 18時30分～20時15分

2 開催場所

広島市役所14階 第7会議室

3 出席者

(1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	備考
広島市小学校長会 ◎	会長（広島市立竹屋小学校長）	
広島市公立中学校長会	会長（広島市立中広中学校長）	
広島市立高等学校長会	会長（広島市立基町高等学校長）	
広島市児童相談所	相談担当課長	
広島法務局	人権擁護部第二課長	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	
広島県臨床心理士会	会長	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	会長	欠席
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども・家庭支援委員会委員長	
広島人権擁護委員協議会	人権擁護委員	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

(2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- ・ 出席者自己紹介
 - ・ 会長・副会長選任
- (1) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】
 - (2) 啓発資料の作成について【資料3】
 - (3) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について
 - (4) 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について【資料4】
 - (5) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

5 傍聴人の人数

0人

6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料1～4
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

7 会議の要旨

- ・ 出席者自己紹介
- ・ 会長・副会長選任

構成員の互選により、今年度は、会長を広島市小学校長会、副会長を広島弁護士会が務めることになった。

(1) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】

教委が、資料2を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- カード表の「LINEで相談窓口」のうち、「厚生労働省 広島市」となっている部分を「親のための相談LINE 厚生労働省 広島市」に修正してほしい。ポスターも同様に修正してほしい。
- デザインは、カード等が子どもたちの目に留まりやすくなるように、毎年度変えていきたいと考えている。来年度以降の「いじめ問題24時間電話相談窓口」カード及びポスターについても、当面の間、基町高等学校の創造表現コースの生徒にデザインをお願いする。

(2) 啓発資料の作成について【資料3】

教委が、資料3を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- 22ページの「子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。」の部分だが、「無視しなさい」、「あなたも悪いところがある」というのは、親がよく言ってしまう言葉だと思う。ナレーションの中で全て読んだほうがよいのではないか。
- 4ページの広島市いじめ問題対策連絡協議会の説明が長いので、もう少し簡潔にしたほうがよい。
- 良い資料が出来たと思う。15ページだが、「関係者」と「関係機関」という2種類の言葉を使っており、一貫性が欠けているので、統一したほうが良いのではないか。
- 1ページの背景の円の色が濃いため、字が見えにくい。また、16ページに「しっかり」という言葉が度々出てくるが、分かりにくい。また、表現を変えたほうがよいのではないか。
- 9ページのC君とD君の例だが、このスライドの記載だけでは、C君の言葉でD君がなぜ傷ついたのか、その背景が分からない。いじめに該当するかどうかは、行為ではなく、その行為を受けた子どもがどのように感じたかによって変わる。C君とD君の例は、C君の行為についての記載はあるが、D君がどのように感じたかの記載がないことから、いじめが行為によって決まるという誤解を招くことになるのではないか。こちらの意図が伝わりにくいので、D君の気持ちを記載する等、もう少し工夫が必要なのではないか。
- 資料に載せた例は、どのような行為であれ、その行為を受けた子どもが精神的な苦痛を感じた場合、いじめに該当するということを示すものである。本市では、いじめの見逃しをゼロにしようという取組を行っており、各学校には、行為を受けた子どもが精神的な苦痛を感じ

じた場合は、いじめかもしれないと積極的に認知し、調査をするよう伝えているところである。

- 学校現場は、いじめの見逃しがゼロになるように努めている。同じ行為であっても、その行為を受けた子どもによっては、登校できなくなったり、自死に繋がったりする可能性もあると重く受け止めている。また、今の子どもたちもいじめに関して敏感で、言葉を選びながらコミュニケーションを取っていると思う。C君とD君の例も、この資料だけを見ると、C君が相手のことを考えて助言しているように見えるが、D君が傷ついた理由も分からず、作成者が想定しているシチュエーションが表現できていないのではないかと。
 - D君が対人関係について悩んでいたというのが前提にあるのだと思うが、資料の絵だけでは表現できていない。
 - 確かに、前提がないことから、D君が何に悩んでいるか分からないため、具体的な想像が難しいかもしれない。改善できないか検討する。
 - この啓発資料は、学校がどのように活用することを想定しているのか。
 - 5月のPTA総会や学校運営協議会等で、いじめの基本方針を説明する際などに、利用してもらいたいと考えている。ホームページへの掲載等も検討していきたい。
- 本日頂いた意見を基に、再度修正し、各機関に最終確認をお願いしたい。

(3) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について

教委が、次の内容について説明した。

- ア 今年度も、今回・11月頃・3月頃の3回開催する。
- イ 次回(11月頃)、いじめに係る事例検討の中で、各機関がどのような関わり方ができるか、望ましい学校対応について意見交換が行えればと考えている。
- ウ 3回目(3月頃)、1年間の教育委員会の取組・学校の取組を説明し、令和6年度の本連絡協議会の取組について協議を行う。

(4) 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について【資料4】

教委が、資料4を説明し、特に質疑はなかった。

(5) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

主な発言【○構成員】

- 広島法務局、広島県人権擁護委員連合会及び人権擁護委員協議会では、「こどもの人権SOSミニレター」を各学校に配布している。子どもたちが、学校生活や家庭での悩み等を記入して送ってくる。これに対し、法務局の職員や人権擁護委員が、手書きで返事を書き、子どもたちに返している。一人でも多くの子どもが救われればという思いで取り組んでいるので、関係機関とも連携して、この事業を進めていきたい。